平成２５年（フ）第２７０１号
兵庫県伊丹市寺本５丁目６番地８
破産者　酒井　康弘
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５５号
大阪市西淀川区柏里３丁目12番22号　プレリュードワン503号室
破産者　目黒　經敏
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５１号
大阪府箕面市粟生間谷西３丁目22番17号202号、開始決定時大阪府箕面市如意谷２丁目７番40号
破産者　尾形　　節
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７５号
大阪市中央区島之内２丁目６番26号　ハイコート長堀４―112号室、住民票上の住所大阪市北区天神橋７丁目11番６―2401号
破産者　車　　榮南
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７８号
大阪府吹田市千里丘上８―14、住民票上の住所大阪府寝屋川市高宮１丁目11番14号
破産者　齋藤　浩継
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７８号
大阪市東住吉区駒川５丁目５番12号
破産者　松本商店こと松本好子こと　李　　好子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１１号
大阪府東大阪市御厨南１丁目３番19号　八戸ノ里ハイツ503号
破産者　丸井　雄二（旧姓中井）
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７８４号
大阪府門真市島頭４丁目24番25号
破産者　髙橋製作所こと　髙橋　　茂
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８９１号
大阪市大正区三軒家東１丁目12番22―904号
破産者　大森　呂和
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０４号
堺市中区東八田253番地５　グレイスフルタウンⅠ203号
破産者　下村　　晃
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５９号
大阪市東住吉区西今川３丁目14番１号
破産者　德留　久平
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８２号
大阪市鶴見区今津北３丁目６番25―703号、前住所大阪市北区池田町15番１―801号
破産者　鈴木　　誠
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８３号
大阪市鶴見区今津北３丁目６番25―703号、前住所大阪市北区池田町15番１―801号
破産者　鈴木　弘美
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３３号
大阪府門真市幸福町10番14―201号
破産者　東　　里志
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８号
兵庫県川西市鶯の森町４番14号８、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目23番地の14
破産者　中嶋運送こと　中嶋　真一
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
兵庫県伊丹市中野東１丁目４番地　市住玉田１―115号、前住所兵庫県伊丹市北河原２丁目２番８号
破産者　藤澤　治義
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市田寺東２丁目27番５―301号フィールドビレッジ、開始決定時の住所兵庫県姫路市三条町１丁目77番地ドリーム三条Ⅰ303号
破産者　井上　　哲
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５３９号
兵庫県加古川市加古川町平野79番地の３ネオハイツ加古川403号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町平野79番地の３ネオハイツ加古川408号
破産者　苧木　　久
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部